
プロジェクト

項目 **第 19 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第19回サステナビリティ基準委員会（2023年8月22日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第19回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

聞かれた意見

IFRS S1 号に相当する基準の開発に対する意見（審議事項 A1 関連）

「比較情報の開示」に対する意見（審議事項 A1-1 関連）

2. 「法令との関係」の議論では、法令により開示が禁止されていることを理由に重要性がある情報を省略した場合、その根拠となる法令を開示することを要求する旨が提案されていた。比較情報を開示しないことを容認する場合も、同様の定めを設ける必要はないか。
3. 「法令が比較情報を開示することを禁止している場合」について、そもそもこのような場合が想定されるのか疑問である。想定されないようであれば、このような定めを設けなくてもよいのではないか。
4. 「法令が比較情報を開示しないことを容認している場合」とは、明示的に容認している場合に加えて、比較情報を開示することを要求していない場合も含んでいるのかどうかを明確化する必要はないか。
5. 「法令が比較情報を開示することを禁止している場合又は開示しないことを容認している場合」について、規範性のないガイダンス等において、より具体的な考え方や例を示すことを検討してはどうか。
6. 比較情報の開示に限らず、当委員会が開発する開示基準の定めについて、法令がそれに準拠することを禁止している場合には、当該定めへの準拠を免除するということについて、包括的な定めを置くことも考えられる。

(文案)

7. 「原則として」と記載しなくとも、意図は十分伝わるのではないか。当該記載により内容が不明確になる可能性もあるため、削除してはどうか。

「比較情報の更新」に対する意見（審議事項 A1-2 関連）

8. 「将来予測的なもの」とはどのようなものか、また「後知恵の使用」とはどのようなことを指すのか、規範性のないガイダンス等で説明を行ってはどうか。その際には、「将来予測」と「見積り」の異同にも言及することを提案する。
9. 更新の対象となる比較情報は、温室効果ガス排出から記述的情報に含まれる数値まで、非常に広範にわたることが想定される。具体的にどのように比較情報を開示し、またどのような考え方をもって比較情報を更新することが考えられるのかについて、実務を支援するための規範性のないガイダンス等による説明を行うことを提案する。
10. 比較情報の開示の観点からは、IFRS S1号第70項が「すべての数値」について比較情報の開示を要求する一方、比較情報の更新の観点からは、IFRS S1号付録Bにおいて指標を中心に説明されている。この要求事項間の関係性を明確化する必要はないか。

「比較情報：実務上不可能な場合」に対する意見（審議事項 A1-3 関連）

11. 特段の意見は聞かれなかった。

「誤謬」に対する意見（審議事項 A1-4 関連）

12. 審議資料では「当該期間のサステナビリティ関連財務開示の公表が承認されるときに利用可能であった情報」について言及されているが、「合理的で裏付け可能な情報」の議論では「報告日時点で利用可能な情報」について言及されている。この2つのタイミングの前後関係と、特に「報告日」がいつを指すのかを明確化する必要はないか。

(文案)

13. 有価証券報告書における開示の実務を想定した際に、「重要性がある過去の期間の誤謬」との記載だけでは、訂正報告書の提出事由に該当する場合のように誤解され

る可能性がある。文案に記載のとおり、訂正報告書の提出は「重要性がある過去の期間の誤謬が発見され、当該誤謬が金融商品取引法上の訂正報告書の提出事由に該当する場合」である旨が適切に伝わるように、記載をより明確にしてはどうか。

「相互参照」に対する意見（審議事項 A1-5 関連）

14. 「完全な1組のサステナビリティ関連財務開示」が何を指すのか、明確化する必要はないか。
15. 「サステナビリティ関連財務開示と同じ条件」については、その意図を明確化する必要はないか。
16. 審議資料では「一般目的財務報告書を承認する機関又は個人」に言及しているが、一方で「公表承認日」の議論では「サステナビリティ関連財務開示を承認した社内の機関又は個人」に言及している。両者の関係を整理して明確化する必要はないか。
17. 「相互参照により含められる情報について、直接含められる情報と同じ責任を負う」という点について、「同じ責任」とはどういう意味なのか、明確化する必要はないか。

（文案）

18. 「法令においてそのようにすることが禁止されておらず」という記載の「そのように」が、具体的に何をすることを指すのか明示してもよいのではないか。

「対象期間」に対する意見（審議事項 A1-6 関連）

19. 「法令等により財務諸表とは異なる報告期間に関する情報の報告が求められている場合」について、温室効果ガス排出についてはIFRS S2号で対応されているものの、それ以外のものについては対応されていないように見受けられる。つながりのある情報の観点から、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とすることを原則としつつも、日本版S1基準においては包括的な定めを設け、温室効果ガス排出以外のものについても対応することを検討してはどうか。
20. 企業の負担等を考慮すると、法令等により求められる報告制度の対象期間と可能な限り調和していることが望ましい。そのために、現状想定される他の報告制度の内容をリサーチすることを提案する。

「12か月よりも長い短い報告期間」に対する意見（審議事項 A1-7 関連）

21. どのような場合に「12か月よりも長い短い報告期間」の定めを用いることができるのか、規範性のないガイダンス等で情報を提供することを検討してはどうか。

「公表承認日及び後発事象」に対する意見（審議事項 A1-8 関連）

22. サステナビリティ関連財務開示の公表承認日について定めを設けることとした場合、我が国の会計基準においても財務諸表の公表承認日について定めを設ける必要はないか。その上で、両者の関係性を整理する必要があると考えられる。
23. サステナビリティ関連財務開示の公表承認者について定めを設けることとした場合、有価証券報告書における開示を想定すると、有価証券報告書に関する確認書は代表取締役社長が提出し、加えて財務諸表の公表承認者（会計基準にそのような定めがある場合）とサステナビリティ関連財務開示の公表承認者が開示されることになる想定される。このように、有価証券報告書における開示について、承認者の責任範囲の構造を説明するようなガイダンスを提供することを検討してはどうか。
24. 報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までの情報を網羅的に確認することは実務上困難であるが、実際には重要性がある情報が対象になると思われるため、重要性との関係を明確化する必要はないか。

（文案）

25. サステナビリティ関連財務開示を承認する権限を有する社内の機関又は個人の例として、「サステナビリティ関連財務開示の作成を所管する役員」が記載されているが、サステナビリティ開示を企業全体で作成しようとする昨今の流れを踏まえると、削除してはどうか。
26. サステナビリティ関連財務開示を承認する権限を有する社内の機関又は個人について、コア・コンテンツのガバナンスに関する開示における、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人との関係を示す例示を行うことを提案する。
27. 「サステナビリティ関連財務開示の作成を所管する役員」との記載が、取締役以外の役員も想定しているのかどうかわかりづらいため、明確化してはどうか。

「期中の報告」に対する意見（審議事項 A1-9 関連）**（文案）**

28. 期中の報告に関する定めを、基準の本文ではなく結論の背景に含めているが、基準の本文から読み進める関係者が多いであろうことを考慮すると、当該定めは基準の本文に含めたほうがよいのではないか。
29. 文案の記載は、IFRSサステナビリティ開示基準の要求事項の直訳ではなく、日本語としてより分かりやすい表現としてはどうか。例えば、「年次のサステナビリティ関連財務開示と比較して要約する」を「年次のサステナビリティ関連財務開示と比べて要約する」としたり、「このことは」という表現を修文したりすることが考えられる。

「準拠表明」に対する意見（審議事項 A1-10 関連）

30. 特段の意見は聞かれなかった。

以 上